

# 憲法判例コレクション

小泉良幸 = 松本哲治 = 横大道 聡 編

2021年11月発売 / 334頁 / 定価 2970円(税込)  
A5判 / 並製



**編集担当者から** 憲法を理解するためには先行判例について学ぶことが必要不可欠。その判例学習のおともとなる新しい憲法判例集をご紹介します。

スマホやパソコンから気軽に判決文全文にアクセスできる時代だからこそ重要になるのが情報の取捨選択。数ある先行判例の中からまずもって勉強すべきことは何かということを著者一丸となって検討を重ね、この1冊にまとめました。

これは知っておいてほしいと考えた事件は下級審裁判例も含めて余さず収録した一方で、判決文の引用は学習すべき範囲として厳選した部分にしぼった簡潔なものに。もちろん内容面にも抜かりはなく、理解に役立つ事項を必要に応じて解説コメントで補足したほか、各判例の重要度を☆マークで示し(下の紙面参照)、優先して学習すべきものはどれかがわかりやすくなるよう工夫しています。

限られた勉強時間のなかで効率的な判例学習を実現する1冊として、本書をぜひお役立てください。(一村・藤原)

## Point!

**P** 重要度を☆マーク(5段階)で表示。関連情報などをコメント等で適宜補足しています。

### 第6章 精神的自由権

#### 1 思想良心の自由

#### 6-1 選挙広告の強制と良心の自由——選挙広告事件

最高裁判所31・7・4民集10巻2号785頁

**【事実】** Yは、衆議院議員総選挙にA党公認候補として立候補した際、政党放送や新聞を通じて、別の候補Xが知事選挙中に内職を行った旨を公表した。Xは、これを事実無根とし、名譽回復のため増設として選挙広告の掲載等を請求した。1審、2審は、名譽回復の成立を認め、名譽を回復するのに相当な処分(判決723条)として、『右放送及び記事は事実と相違して誤り、貴下の名譽を傷つけ痛感をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します』とする文面の選挙広告を、Yの名で新聞紙上に掲載することを命じた。そこで、Yは、判決は憲法19条の良心の自由を侵害することなどを理由に上告した。

**【判旨】** 上告棄却。民法723条の「[---]相当な処分」として選挙広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、従来学説判例の肯認するところである。「尤も選挙広告を命ずる判決にもその内容上、これを新聞紙に掲載することが選挙者の意思決定に委ねるを旨とし、これを命ずる場合の執行も債務者の意思のみに係る不代替作為として民法734条(現民執行法172条)に基づき簡便強制によるを相当とするものもあるべく、時にはこれを強制することもありうるであろうこととなり、いわゆる強制執行に過ぎない場合に該当することもありうるであろうこと、単に事象の真相を告知し陳謝の意を表明するに止まる程度のものにおいて、これが強制執行も代替作為として民法734条(現民執行法171条)の手続によることを得るものといわなければならない。[そして]原判決の意認したXの本訴請求は——結局Yをして右公表事実が虚偽且つ不当であったことを広報機関を通じて発表すべきことを求めるに帰する。されば——原判決は、Yに虚構的若くは苦役的労苦を科し、又はYの利する倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

